

平成28年度
卓越研究員事業
公募に係るQ & A

平成28年2月23日

平成28年4月15日改訂

平成28年7月19日再改訂

文部科学省

科学技術・学術政策局

【目次】

< 1. 事業全般 >	3
< 2. 申請関係 > (追加あり (H28. 4. 8))	3
< 3. 選考関係 > (追加・修正あり (H28. 4. 8、H28. 4. 15、H28. 7. 19))	12
< 4. 経費関係 >	15
< 5. 決定後の実施内容関係 >	21
< 6. その他 (申請様式等) > (追加・修正あり (H28. 4. 8、H28. 4. 15))	23

< 1. 事業全般 >

Q 卓越研究員事業の狙いは何か。

A 近年、大学教員に占める若手教員の比率が低下傾向にあり、また、短い任期での雇用など不安定な雇用によって、若手研究者が挑戦できる安定的なポストが減少しています。このことにより、新たな研究領域に挑戦し、独創的な成果を生み出すことができるような環境に若手研究者が置かれておらず、我が国の科学技術・学術研究の持続的な発展が不安視されています。また、産学官のセクター間を越えた研究者の流動性が低く、人を介した知の移転がなされず、世界規模での急速な産業構造の変化への対応が困難となっています。

このような状況を背景とし、平成 28 年度からの 5 年間の科学技術政策の方向性を定める第 5 期科学技術基本計画においては、「40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増加」、「我が国の企業、大学、公的研究機関のセクター間の研究者移動数を 2 割増加」させることが目標値として掲げられています。

本事業においては、この 2 つの目標値の達成にも資するため、新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍しうる若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目指しています。

< 2. 申請関係 >

2-1. 研究機関関係

Q 公募要領 P4 の「a. 研究機関の要件」に「日本国内に法人格を有する企業等（研究開発活動を行っていること）」とあるが、企業の他にどのような法人を想定しているのか。

A 研究開発活動を行っている一般社団法人や一般財団法人（行政庁による公益認定を受けている公益社団法人及び公益財団法人を含む）を想定しています。

Q これまでテニュアトラック普及・定着事業等に採択された実績がない場合でも、ポストを提示することは可能か。

A これまでテニュアトラック制の取組実績がない研究機関でも申請は可能です。

Q 雇用形態として、テニュアトラック制を選択する場合、「テニュアトラック普及・定着事業」で定めていた同制度の要素の全てを満たす必要があるのか。

A 公募要領 P2 に示すとおり、本事業におけるテニュアトラック制の定義については、「テニュアトラック普及・定着事業」におけるものと同一です。

一方、「テニュアトラック普及・定着事業」においては、同事業の補助対象となる募集及び選考・採用に関する要件や研究環境に関する要件を別途定めていますが、本事業のポスト一覧化の際には、これらの要件を踏まえ、各研究機関から提示されたポストの適合性を確認します。

なお、各研究機関より提示されたポストのうち、要件を満たすものとして文部科学省の HP を通じて日本語・英語双方で一覧化公開されたものについては、その後、本事業を

通じて、研究者のピアレビューを実施するため、公募要領 P2 の要件①は満たしているものと考えています。ただし、各研究機関で策定するテニュア審査基準については、原則として、JREC-IN Portal 又は各機関の HP を通じて、遅くとも雇用調整の開始時には、卓越研究員候補者に対し、その概要を明示し、雇用開始時には基準（規程）を整備している必要があります。

Q テニュアトラック制の雇用契約期間は5年程度とされているが、必ず5年でならないといけないのか。

A テニュアトラック制の雇用契約期間については、形式上単年度の雇用契約であったとしても、再任可であり、一定期間の後に無期転換に係る審査がある旨が明示されていれば可とします。

Q 申請の時点では、テニュアトラック制が整備されていないが、テニュアトラック制での雇用として申請して問題ないか。

A 申請時点では必ずしもテニュアトラック制が整備されていなくても問題ありません。しかしながら、遅くとも雇用調整の開始時には、卓越研究員候補者に対し、テニュア審査基準の概要を明示し、雇用開始時には基準（規程）を整備している必要があります。

Q テニュアトラック制と同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用とは、具体的にはどのような態様であればよいのか。

A ①機関外の審査委員、若しくは、少なくとも機関本部の者が審査に携わること、②一定期間の確実な雇用の確保と将来の見通しがつくこと、この2つの要件を満たすことが必要です。そのため、例えば、以下のような雇用形態は要件に合致しないものと考えています。

- ・ 期限付の競争的研究プロジェクト（例えば、3年のプロジェクト）の資金により人件費が措置され、当該プロジェクトの終了とともに、雇用契約が終了し、その後、再度雇用する見込みがない場合
- ・ 雇用契約の任期が短く（1年間など）、再任回数が限定されている場合
- ・ 派遣労働契約に基づき、当該研究機関以外で研究活動を行う場合 など

なお、提出された資料において、上記要件への適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合があります。

Q 公募要領 P4 の「b. 提示対象となるポストの研究分野・雇用形態」におけるテニュアトラック制の部分の「なお、研究機関が策定・公表する規程等に基づき、上位職（教授相当）の全員に再任回数の限度のある任期制を適用している機関においては、当該ポストでの雇用を可とする」とは、具体的にはどのような意味か。

A 本記述は、例えば、大学において、研究科等の組織単位において、当該組織に所属する全ての教員（教授等の上位職を含む）に任期制が適用されている場合など、機関の規

程上、当該組織には無期雇用の者が想定されない場合を念頭に置いています。

Q 必ず年俸制で雇用しなければならないのか。

A 本事業では、若手研究者の雇用の安定性という主目的に加え、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを開拓し、研究者の流動性の促進を狙っており、その阻害要因を取り除くため、原則として、年俸制での雇用を求めているところです。しかしながら、機関の規程等において、年俸制の適用が困難である特段の事情がある場合においては、この限りではありません。

Q 卓越研究員が研究責任者もしくは若手研究責任者として、自立した研究活動ができるような環境整備とは、具体的にどのようなものか。

- A 具体的には以下のようなことを想定していますが、各機関やポストの特性に応じて、若手研究者の育成の観点に立って、必要な措置を講じてください。
- ◆ 自立した十分な研究スペースの確保
 - ◆ 適切な研究資金の措置
 - ◆ 研究支援員の配置など、研究支援体制の充実
 - ◆ 共用機器（実験装置等）の配置
 - ◆ メンターの配置
 - ◆ 大学においては、卓越研究員が主任指導教員として、大学院生を自らの研究室に配属するなど、人的支援体制の整備とPIへの育成支援
 - ◆ 研究活動に関するエフォート50%以上の確保（研究機関の特性に応じて70%や80%と設定することも可能）

なお、本事業による補助金の支援対象となる研究環境整備費の取扱いについては、「4. 経費関係」のQ&Aを参照願います。

Q 研究活動に関するエフォートが50%以上であることは、機関で規程等を整備し、担保する必要性があるのか。それとも、従事時間の中で50%以上ということを示すことができればよいのか。

A 卓越研究員の研究活動に関するエフォートについては、機関の規程等により担保することまでは求めませんが、補助金を交付する場合には、その額の確定の際に、エフォート割合の報告を求める予定です。

Q 公募要領P5の「d. 推薦」とは、どのような趣旨か。

A 本事業においては、公正・公平なプロセスを経て、全国の産学官の研究機関をフィールドとして、若手研究者が活躍することを期待しています。そのため、公募要領P3の図に示しているように、産学官の様々な研究機関から提示されたポストに対し、ピアレビューを経て候補者となった若手研究者が各研究機関とオープンな形で雇用調整を行っていただくことが原則と考えています。

平成 28 年度においては、事業初年度ということもあり、雇用調整がより円滑に行われる仕組みとして、例外的に研究機関の選考プロセスを先行させる形での推薦の仕組みを利用することも認めています。推薦の仕組みを利用するポストについては、申請書の様式 2 において、「⑨推薦の仕組みの利用の有無」で「有」を選択するとともに、「⑩HP アドレス（詳細情報）」に記入したアドレス先に、当該ポストへの推薦希望者に対して申請方法、選考プロセス、期間等も明示するようにしてください。

なお、推薦の仕組みを利用するのではなく、ピアレビューに向けて、申請者（研究者）が現在所属する研究機関の者（教授等）が当該申請者に対して、様式 6（評価書）を作成することも可能です。ピアレビューにおいて、当該評価書の内容も踏まえて審査した結果、申請者が卓越研究員候補者となり、結果的に現在所属する研究機関で雇用されることは、本事業の趣旨に合うものと考えています。

Q 推薦の仕組みを利用しない限り、申請者に事前に接触してはならないのか。

A 推薦の仕組みを利用しなくても、例えば、一覧化公開されるポストについての詳細について、当該ポストを提示した研究機関が JREC-IN Portal 等に掲載する際、「卓越研究員事業に申請を行う前に、事前に相談可」といった趣旨の内容を明示することにより、当該研究機関が申請者に事前に接触することも可能です。

Q 公募要領 P5 の「d. 推薦」に「推薦の仕組みを利用するポストについては、最終的な卓越研究員候補者との雇用調整において、推薦者以外の者の受入れは不可とします」とあるが、推薦の仕組みを利用するとしたポストについて、推薦した者（全員）が卓越研究員候補者とならなかった場合、候補者の決定後、推薦していない候補者を受け入れることは可能か。

A 推薦の仕組みを利用するとしたポストについては、推薦していない候補者を「卓越研究員」として雇用することはできず、また、当該候補者を（「卓越研究員」としてではなく）雇用したとしても、本事業による研究費等の補助を受けることはできません。

Q 公募要領 P5 の「d. 推薦」に「推薦者の選考は、公正・公平なプロセスを経るようになっています」とあるが、具体的には、どのようなプロセスを経る必要があるのか。

A 推薦希望者にとって、公正・公平なプロセスである必要があります。少なくとも、各研究機関における推薦者の選考に当たっては、当該ポストの属する組織（研究室、研究科等）のみではなく、機関本部が最終的な決定を下すなど、当該選考の判断に加わる必要とと考えています。

また、推薦の仕組みを利用するとして本事業へ申請したポストについて、ポストの一覧化公開がなされた時点において、既に推薦者が決定している場合や、当該ポストへの推薦に係る申請期間が、ポストの一覧化公開後、極端に短い場合については、公平性を満たしていないものと考えています。

Q 推薦の仕組みを利用する場合、ポスト提示時点において、既に、雇用が予定されてい

る者（例えば、平成 28 年 9 月採用で内定済みの者）を推薦することはできるのか。

A 推薦者の選考は、公正・公平なプロセスを経ることを求めているため、ポストの一覧化公開がなされた時点で既に推薦者が決まっているようなポストについては、提示をご遠慮願います。

Q 推薦を行うことができないとされている、博士課程在学時に所属していた「研究室」や、申請時に所属する「研究室」とは、どのような範囲を指すのか。

A 公正で透明性の高い選考や若手研究者の自立性の担保という本事業の趣旨に鑑み、推薦の仕組みを利用するポストが、博士課程在学時に所属していた研究室や申請時に所属する研究室と同一である申請者（研究者）に対しては、推薦を不可としています。同一の「研究室」であるか否かを判断する基準としては、特に、若手研究者の自立性の担保という観点から、指導教官や研究室主宰者が同一であることが主要な要素になると考えています。

Q 推薦の仕組みを利用する場合、申請者（研究者）が推薦を希望する機関に提出する書類は、当該申請者が文部科学省に卓越研究員事業の申請をする書類と同一でもよいか。

A 推薦の仕組みを利用する場合に各研究機関へ申請者（研究者）が提出する書類については、各機関の判断に任せますが、申請する研究者の負担を考慮すると、卓越研究員事業の申請書を基本とし、必要に応じて、追加の資料を求める対応が望ましいと考えています。

Q 推薦の仕組みを利用する場合、同一のポストについて、申請書の様式 2 の「⑨推薦の仕組みの利用の有無」を「有」・「無」の二通りで別々に提示することは可能か。

A お尋ねのような形での推薦の仕組みの利用は不可とします。

Q 推薦の仕組みを利用する場合、当該仕組みを利用する研究機関は、文部科学省に申請書の様式 7 を提出する前に、当該機関へ推薦の申請をした研究者に推薦の結果（採否）を伝えた方がよいか。

A 推薦の仕組みを利用する研究機関は、文部科学省に申請書（様式 7）を提出する前に、推薦の結果（採否）を当該機関へ推薦の申請をした研究者本人（全員）に伝えることが望ましいと考えています。

Q 推薦の仕組みを利用するとして申請したポストについて、ポストの一覧化公開がなされた後、結果的に推薦するに相応しい者がいなかった場合、推薦の仕組みを利用しないポストに切り替えることは可能か。また、推薦した者が候補者となったが、雇用調整の結果、最終的に当該候補者が別の研究機関で雇用されることが決まった場合、推薦していない候補者を当該ポストに卓越研究員として雇用することは可能か。

A ポストを提示する段階で推薦の仕組みを利用するか否かを決定し、それ以降は、その選択を変更することはできません。また、推薦の仕組みを利用するとしたポストには、

推薦していない候補者を「卓越研究員」として雇用することはできず、また、当該候補者を（「卓越研究員」としてではなく）雇用したとしても、本事業による研究費等の補助を受けることはできません。

Q 公募要領 P5 の「d. 推薦」に「推薦の結果は、卓越研究員候補者の決定の際に考慮します」とあるが、「考慮」とは、具体的にはどのようなことか。

A 審査要領の「2. 審査方法」に記載のとおり、卓越研究員候補者は、書面審査、面接審査の結果を踏まえ、文部科学省が決定しますが、決定に際しては、推薦の仕組みを利用するポストを希望している研究者については、少なくとも推薦の有無を確認します。なお、本事業における推薦の仕組みは、あくまで例外的なものであることに十分ご留意願います。

Q 公募要領 P5 の「f. 留意事項」に「企業においては、上記 b. c. の要件について、その業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することを可能とします」とあるが、具体的には、どのような任期や職位・職責等を設定することが可能なのか。

A 「b. 雇用形態」については、有期契約であっても、一定期間の確実な雇用の確保と将来の見通しがつくことが必要であり、例えば、契約期間の通算が3年以内の場合において、契約終了後に再契約の可能性がない場合は、要件に適合していないものと考えています。また、当該研究機関で研究活動を行うのではなく、派遣労働を行わせることも要件に適合しません。

「c. 研究環境」については、独立した研究室を設けることや個人研究であることは必ずしも求めませんが、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定し、グループの中心として活躍することが可能となるポストであることが必要です。

Q 公募要領 P5 の「f. 留意事項」に「卓越研究員候補者が決定し、雇用調整が開始されるまでは、提示ポストに研究者を雇用することを差し控えるようにしてください」とあるが、雇用調整がうまくいかない可能性もあるため、本事業に提示するポストについて、機関独自の公募を同時に行うことは可能か。

A 本事業へのポスト提示と並行して、研究機関独自で当該ポストへの研究者の公募を行うことは可能です。しかしながら、「f. 留意事項」に記載のとおり、卓越研究員候補者が決定し、本事業に係る雇用調整が開始する予定の時期（平成 28 年 8 月初旬）までは、当該ポストに研究機関独自公募を通じての研究者を雇用、または雇用予定者を決定することは差し控えるようにしてください。

Q 各研究機関が、文部科学省に提示したポストについては、全て卓越研究員のポストとして認められるのか。それとも、審査を経たポストだけが一覧化公開されるのか。

A 各研究機関から提示されたポストについて、公募要領に定める要件に適合しているかどうか、文部科学省で形式的な確認をした上で、一覧化公開を行います。

Q 公募要領 P5 の「(2) ポストの一覧化公開」に「文部科学省において、上記 2. (1) に掲げる要件に関する適合性の観点から確認を行い」とあるが、「適合性の観点」とは、具体的にどのような内容か。

A 文部科学省によるポストの一覧化公開に当たっては、主に、研究機関の属性、雇用形態、研究環境等の形式的な要件への適合性を確認します。一方、当該ポストで推進することができる研究内容の卓越性など、ポストの魅力については、研究者（卓越研究員候補者）が判断するものと考えています。

なお、文部科学省において、提出された資料をもとに、要件への適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合もあります。

Q 公募要領 P6 の「(2) ポストの一覧化公開」において、各ポストに関する詳細な情報については、「JREC-IN Portal に登録するか、各研究機関の HP 等において公開してください」とあるが、どちらか一つで公開すれば良いのか。それとも JREC-IN Portal への登録は必須なのか。

A 少なくとも、どちらか一つの方法で公開することを求めています。

2-2. 申請者（研究者）関係【追加あり（H28.4.8）】

Q 今回の公募対象となるのは、どのような研究者か。

A 今回の公募対象となる研究者は、以下に記載している「学位取得等」と「国籍」の 2 つの要件を満たす必要があります。

なお、学位取得等に係る要件③に記載の「研究機関」とは、公募要領 P4 の「a. 研究機関の要件」を満たす研究機関に限らず、海外の大学や海外に法人格を有する企業等を含みます。

また、本事業の趣旨に鑑み、公募要領 P6 の「c. 留意事項」に記載のとおり、卓越研究員に決定された場合、やむを得ない事由がある場合を除き、出身研究室及び現所属研究室以外で研究を遂行することが望ましいです。

【学位取得等】次の①から③の要件を全て満たす者

- ① 博士の学位を取得した者又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）
- ② 平成 29 年 4 月 1 日現在、40 歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては 43 歳未満）の者
- ③ 博士の学位を取得後又は博士課程の満期退学後（社会人学生であった場合は、学位取得前を含む）に、研究機関における研究経験を有する者

【国籍】次の①又は②のいずれかに該当する者

- ① 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人
- ② 我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）

Q 重複申請の制限はあるか。

A 平成 28 年度に本事業以外の科学技術人材育成費補助事業（「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築」事業等）により支援を受けている機関においては、本事業以外の当該事業で支援している研究者に対して、本事業による研究費等の重複支援はできませんので、ご留意願います。

Q 公募要領 P6 の「2. 事業の概要（3）申請者（研究者）の要件」の「a. 学位取得等」において、要件②として、40 歳未満としているが、雇用対策法との関係はどうか。

A 雇用対策法の改正により、平成 19 年 10 月 1 日から、労働者の募集及び採用に当たって、年齢の制限を設けることができなくなっています（雇用対策法第 10 条）。

一方、本事業は、若手研究者の安定的な雇用の促進を目的とする国の施策であることから、雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号二に該当するため、雇用対策法第 10 条の適用除外となります。

雇用対策法

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

雇用対策法施行規則

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

（略）

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

（略）

二 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は、特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進のため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）。

Q 公募要領 P6 の「（3）申請者（研究者）の要件」の「a. 学位取得等」に「② 平成 29 年 4 月 1 日現在、40 歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては 43 歳未満）の者」とあるが、例えば、病気休暇等で研究を中断した場合など、個別の事情がある場合、例外的に申請することはできないのか。【追加（H28. 4. 8）】

A 申請者（研究者）の要件について、本事業の初年度である平成 28 年度の公募においては、個別の事情を考慮し、年齢要件を満たしているか判断する形としておらず、一律に判断させていただきます。

なお、平成 29 年度以降の公募に当たっては、ご要望を踏まえ、可能な範囲での検討を進めていきたいと考えています。

Q 公募要領 P6 の「(3) 申請者(研究者)の要件」の「a. 学位取得等」の要件③における「研究機関」とは、公募要領 P4 の「(1) 提示対象となるポストの要件」の「a. 研究機関の要件」と同一であり、海外の研究機関は含まれないのか。

A 申請者(研究者)の「a. 学位取得等」に係る要件③における「研究機関」とは、「(1) 提示対象となるポストの要件」の「a. 研究機関の要件」を満たす「研究機関」に限らず、海外の大学や海外に法人格を有する企業等を含みます。そのため、例えば、海外の研究機関におけるポストドクターとしての研究経験を有する者は、要件③を満たします。

Q 公募要領 P6 の「(3) 申請者(研究者)の要件」の「a. 学位取得等」において、「③博士の学位を取得後又は博士課程の満期退学後(社会人学生であった場合は、学位取得前を含む)に、研究機関における研究経験を有する者」とあるが、どのような研究経験をした者を想定しているのか。

A 博士の学位を取得後、ポストドクターとして、大学や研究機関、あるいは企業等において、研究チームに所属し、一定期間、研究に従事した者を想定しています。

Q 学位取得等に係る申請者(研究者)の要件に関連して、ポストドクター等として、何年程度の研究経験が必要となるのか。【追加 (H28. 4. 8)】

A 公募要領 P6 の「(3) 申請者(研究者)の要件」の「a. 学位取得等」において、「③博士の学位を取得後又は博士課程の満期退学後(社会人学生であった場合は、学位取得前を含む)に、研究機関における研究経験を有する者」としており、申請に当たっては、研究機関における研究経験が必要になります。

なお、研究機関における研究経験について、一律の基準あるいは条件(年数、研究機関等)は定めておらず、審査要領の「3. 審査の観点」において、「② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域等の開拓が期待できること(海外での研究経験歴も考慮する。)」とあるように、審査に当たっては、研究経験の状況も考慮します。

Q 公募要領 P6 の「(3) 申請者(研究者)の要件」の「a. 学位取得等」において、「③博士の学位を取得後又は博士課程の満期退学後(社会人学生であった場合は、学位取得前を含む)に、研究機関における研究経験を有する者」とあるが、この研究経験を積んだ場所については、例えば、博士課程在学時に所属していた研究室や申請時に所属する研究室ではない方が良いのか。

A 博士課程在学時に所属していた研究室や申請時に所属する研究室におけるポストドクター等としての研究経験を有する者も、要件③を満たします。

< 3. 選考関係 >

3-1. 卓越研究員候補者の選考関係【追加あり (H28. 4. 8、H28. 4. 15)】

Q 申請をしたが、申請者の要件を満たしていないことにより、審査対象とならなかった研究者に対して、その旨の連絡はあるのか。

A 公募要領 P6 の「(3) 申請者(研究者)の要件」に適合していない申請者に対しては、申請者全員の書面審査が終了した時点で、公募要領 P8 に記載の「面接審査の対象とならなかった者」として、その旨を通知することになります。申請書の提出に当たっては、申請者(研究者)の要件への適合性について、十分な確認をお願いします。

Q 審査委員の氏名は公表されるのか。

A 審査要領の「4. その他」の「(1) 審査の開示・非開示」に記載のとおり、卓越研究員候補者の選考のための審査を行う卓越研究員選考委員会の委員の氏名は、委員としての任期終了後に公表します。

Q 卓越研究員候補者は何名程度を決定する予定なのか。

A 公募要領 P6 の「(4) 卓越研究員予定人数」に記載のとおり、平成 28 年度は 150 名程度を卓越研究員として新たに決定する予定としており、卓越研究員候補者については、150 名を基準としつつ、一覧化公開されるポスト数などを踏まえて決定する予定です。

Q 審査要領によると、卓越研究員候補者は「各研究機関より提示されたポストや申請のあった研究者の研究分野・分科を考慮し設定する領域ごとに」審査するとされているが、卓越研究員候補者の領域(研究分野)ごとの人数は、「申請者(研究者)が e-Rad で入力する「審査希望分野」ごとの申請者数」に応じて決定することにより、研究分野ごとの卓越研究員候補者の選考割合は一定になるのか。それとも、「一覧化公開されているポストの分野ごとの件数」を重視して決定するのか。【追加 (H28. 4. 15)】

A 卓越研究員候補者は、申請者(研究者)が e-Rad で入力する「審査希望分野」ごと(※)に審査を行い、申請状況(分野ごとの申請者数)を踏まえつつ、主に一覧化公開されているポストの分野ごとの件数に応じて決定することを予定しています。このため、研究分野ごとの卓越研究員候補者の選考割合は一定にならないものと考えています。

なお、審査要領の「2. 審査方法」の「(4) 候補者の決定」に記載のとおり、卓越研究員候補者の決定に当たっては、卓越研究員候補者の多様性(分野、性別、希望研究機関の属性等)及び推薦の有無を考慮することとしています。

(※) e-Rad で「審査希望分野」として「総合」を選択した申請者(研究者)については、「卓越研究員事業への申請に当たっての留意事項(研究者向け)」の「1 (2) 「個別項目」」の記載に基づき選択された他の領域(人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学のいずれか)で審査することになります。このような事情により、研究分野ごとの卓越研究員候補者の選考割合は、一覧化公開されているポストの分野ごとの件数の割合とは完全に一致するわけではありません。

(参考) 一覧化公開されているポストの分野ごとの件数 (H28. 4. 15 現在)

総合_Integrated_disciplines	83
人文学_Humanities	7
社会科学_Social_sciences	17
数物系科学_Mathematical_and_physical_sciences	28
化学_Chemistry	31
工学_Engineering	77
生物学_Biology	12
農学_Agricultural_sciences	24
医歯薬学_Medicine_dentistry_and_pharmacy	37
指定しない	1
合計	317

Q 審査要領の「2. 審査方法」に「卓越研究員候補者の多様性（分野、性別、希望研究機関の属性等）」を考慮するとあるが、どのようなことを想定しているのか。

A 審査要領の「2. 審査方法」に記載のとおり、卓越研究員候補者は、書面審査、面接審査の結果を踏まえ、文部科学省が決定しますが、卓越研究員には、性別を問わず、人文学・社会科学、自然科学の全分野にわたって、産学官の様々な研究機関において活躍していただくことが期待されるため、候補者の決定に当たっては、分野、性別、希望研究機関の属性等を考慮するとしています。特に、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、また、諸外国と比較すると、我が国における研究者全体に占める女性の割合が低いことを背景として、女性研究者の一層の活躍が求められていることを踏まえ、候補者全体に占める女性の割合も考慮します。

Q 審査（ピアレビュー）において、申請者（研究者）の研究能力や研究経験を評価する際、論文数が多い方が有利になるのか。具体的には、どのような業績が評価されるのか。
【追加 (H28. 4. 8)】

A 審査（ピアレビュー）は、有識者によって構成される卓越研究員選考委員会において、審査要領の「3. 審査の観点」に沿って、書面審査及び面接審査を行った上で、候補者の選考を行います。その際、論文数など特定の業績のみに基づき評価するのではなく、研究分野・分科を考慮し設定する領域ごとの特性に留意しつつ、申請者から提出された申請書類全般に基づき、審査を行います。

3-2. 雇用調整、卓越研究員としての決定関係【追加・修正あり (H28. 7. 19)】

Q 一覧化公開されたポストについて、当該ポストの属する研究機関は、必ず卓越研究員候補者の中から研究者を選考し、雇用しなければならないのか。

A 一覧化公開されたポストであっても、卓越研究員候補者との雇用調整がつかなかった場合や、そもそも当該ポストを希望する候補者が存在しなかった場合において、機関独

自の採用プロセスによって研究者を雇用することを妨げるものではありません。しかしながら、公募要領 P5 の「f. 留意事項」に記載のとおり、卓越研究員候補者が決定し、本事業に係る雇用調整が開始する予定の時期（平成 28 年 8 月初旬）までは、当該ポストに機関独自の採用プロセスによる研究者を雇用または雇用予定者を決定することは差し控えるようにしてください。

Q 一覧化公開されたポストについて、卓越研究員候補者からの希望がなかったとしても、雇用調整を行うことはできるのか。【修正（H28. 7. 19）】

A 卓越研究員候補者のうち、申請時点で当該ポストを希望するとした者が一名もないケースもあり得ますが、希望機関以外にも情報を開示する旨の同意を得た候補者の情報については、一覧化公開された全てのポストの属する研究機関に開示しますので、お尋ねのような場合、各機関は当該候補者と連絡をとり、雇用調整を行うことは可能です。

Q 卓越研究員候補者の決定後、一覧化公開されたポストを提示した研究機関と候補者との雇用調整において、各研究機関が候補者に個別の面接を行うことは可能か。【修正（H28. 7. 19）】

A 雇用調整の具体的な方法については、基本的に各研究機関の判断に任せます。ただし、公正・公平で透明性の高いプロセスを経るようにはしてください。

Q 雇用調整における公正・公平で透明性の高いプロセスとは、具体的には、どのようなプロセスを経る必要があるのか。【追加（H28. 7. 19）】

A 卓越研究員候補者にとって、公正・公平なプロセスであることが重要です。少なくとも、雇用調整に当たっては、推薦の仕組みを利用したポストを除き、雇用調整の開始時点で既に採用予定者が決まっている、又は雇用調整に要する期間が極端に短いなど、特定の候補者以外、雇用調整に係る審査・選考を受けることすらできないような方法は差し控えるようにしてください。

Q 平成 28 年 7 月 5 日付け「平成 28 年度卓越研究員事業における雇用調整について」の「1. 雇用調整の概要」の②に記載されている「日本学術振興会より各機関に対して、当該機関のポストを希望する候補者の情報を通知」とあるが、具体的には、卓越研究員候補者に関する、どのような情報が通知されるのか。【追加（H28. 7. 19）】

A 卓越研究員候補者全員の氏名及び研究テーマを掲載したリストについては、原則として一覧化公開されたポストを提示した全ての研究機関に通知します。加えて、卓越研究員候補者が（第一希望から第三希望までのいずれかで）希望したポストを提示した研究機関に対しては、当該候補者に関する詳細な情報（申請書の「様式 3・4 の記載情報」及び「様式 5 の当該機関に関する記載情報」）を通知する予定です。

また、当初の希望機関以外にも情報を開示する旨の同意を得た卓越研究員候補者に関する情報（申請書の「様式 3・4 の記載情報」）については、一覧化公開されたポストを提示した全ての研究機関に通知する予定です。

Q 卓越研究員候補者は、希望ポスト（研究機関）として申請書の様式5に記載した最大3つのポスト（研究機関）と必ず雇用調整を行わなければならないのか。希望ポスト（研究機関）として様式5に記載した研究機関以外で雇用され、研究を行うことは可能か。【修正（H28.7.19）】

A 卓越研究員候補者が、実際に申請時に記載した希望ポストの属する研究機関と雇用調整を行うか否かは、当該候補者と当該研究機関との間で個別に判断いただくものと考えます。

なお、卓越研究員候補者は、一覧化公開されたポスト（推薦の仕組みを利用したポストについては、当該ポストを提示した研究機関からの推薦を受けている者に限る）であれば、申請時に希望したポストの属する研究機関以外の研究機関とも雇用調整をすることができ、その結果、当初の希望機関以外の研究機関で「卓越研究員」として雇用されることは可能です。

Q 申請時には、申請書の様式5に希望ポストのみを記載し、希望機関以外への情報の開示を希望しないとしていたが、希望ポスト以外の一覧化公開されているポストを提示した研究機関と雇用調整を行うことは可能か。【追加（H28.7.19）】

A 卓越研究員候補者は、申請時に希望機関以外への情報の開示を希望しないとした場合であっても、一覧化公開されたポスト（推薦の仕組みを利用したポストについては、当該ポストを提示した研究機関からの推薦を受けている者に限る）であれば、申請時に希望したポストの属する研究機関以外の研究機関とも雇用調整をすることは可能です。

なお、希望機関以外への情報の開示を希望しないとした卓越研究員候補者に係る詳細な情報（連絡先等）については、希望ポストを提示した研究機関以外には開示されませんので、候補者が自主的に各研究機関に連絡を取る必要があります。

Q 平成28年7月5日付け「平成28年度卓越研究員事業における雇用調整について」の「2.（2）採用予定者の決定・辞退」の3つ目の○に「機関は、採用予定者が採用を辞退した場合、文部科学省が当該者を卓越研究員として決定するまでの間であれば、新たに採用予定者を選定することが可能」とあるが、文部科学省が卓越研究員を決定するのはいつ頃となるのか。機関からの雇用調整完了報告書（申請書の様式8）が文部科学省に到着次第、決定されるのか。【追加（H28.7.19）】

A 平成28年7月5日付け「平成28年度卓越研究員事業における雇用調整について」の「3. スケジュール」に記載のとおり、文部科学省における平成28年度卓越研究員の決定は、平成28年10月初旬を予定しており、同年9月末までに雇用調整完了報告書が提出された者をまとめて卓越研究員として決定します。なお、機関における卓越研究員候補者の雇用は、文部科学省における当該候補者の卓越研究員としての決定を待たず、平成28年8月以降、雇用調整が完了次第、開始することは可能です。

また、公募要領P8の「（2）卓越研究員としての決定」に記載している、平成28年10月以降に雇用調整が完了した候補者に係る雇用調整完了報告書の取扱いや、当該候補

者に係る卓越研究員としての決定時期等については、同年9月末までの雇用調整全体に係る状況等を踏まえ決定し、追って連絡します。

Q 機関は、当初の採用予定者が採用を辞退した場合、文部科学省が当該者を卓越研究員として決定するまでの間であれば、新たに採用予定者を選定することが可能とする理由は何か。【追加 (H28. 7. 19)】

A 研究機関・ポストにおいて、卓越研究員候補者のうち、当初の採用予定者が採用を辞退した場合、当該機関・ポストに係る次点等の候補者の中から新たに採用予定者を選定することを可能とすることにより、当該機関にとっては、採用予定の候補者を採用できなくなった場合のリスクを軽減でき、また、次点等になった候補者にとっては、自らの当該機関・ポストへの採用可能性を把握することが可能になると考えています。

なお、このような取扱いとすることにより、雇用調整を開始した機関が、早い段階で採用する可能性のある卓越研究員候補者を絞り込み、その範囲に入らなかった候補者が別の機関と雇用調整を行うことができるようになり、雇用調整全体が円滑に進むことが期待されます。

Q 各機関における採用予定者の辞退に備えた次点等の選定人数について、上限などの条件はあるのか。【追加 (H28. 7. 19)】

A 研究機関・ポストにおける、卓越研究員候補者の中からの次点等の者の選定人数については、ポストごとに希望者数等の個別事情があると考えられるため、一律の条件を設けていません。

ただし、次点等として位置付けられるかどうかは、卓越研究員候補者にとっては、自らが当該ポストに採用される可能性を把握する判断材料にもなりませんので、候補者が他のポストに係る雇用調整を開始あるいは継続するかどうかを判断できるよう、当該候補者に対して、次点等の中での順位などを含め、十分な説明をしてください。

Q 平成28年7月5日付け「平成28年度卓越研究員事業における雇用調整について」の「2. (2) 採用予定者の決定・辞退」の4つ目の○において、卓越研究員候補者が、一度いずれかの機関に卓越研究員として採用が決定され、当該機関が文部科学省に雇用調整完了報告書を提出した後に、当該ポストにおける採用を辞退した場合、それ以降(平成28年度中)、当該候補者が一覧化公開された他のポストを提示した機関に採用された場合であっても、当該候補者は卓越研究員になることができないとしている理由は何か。【追加 (H28. 7. 19)】

A 機関が文部科学省に対して、雇用調整完了報告書(申請書の様式8)を提出する段階では、卓越研究員候補者は当該機関に対し、採用の同意書を提出しており、当該機関と当該候補者の双方が合意の上で、採用が決まったものと想定します。

このため、機関から文部科学省への雇用調整完了報告書の提出後における採用予定者の採用辞退は、一覧化公開されたポストを提示した各機関や他の卓越研究員候補者に対する適切な情報提供を困難にし、卓越研究員事業全体として、雇用調整が円滑に進まな

い要因となり得ます。

このような事情を勘案し、機関が文部科学省に雇用調整完了報告書を提出した後の採用辞退者（卓越研究員候補者）は、少なくとも平成 28 年度の卓越研究員として採用されることを辞退したものとみなすことにします。

Q 機関が文部科学省に雇用調整完了報告書を提出する段階で、雇用契約を締結している必要はあるか。【追加（H28.7.19）】

A 機関が文部科学省に特定の卓越研究員候補者との雇用調整完了報告書を提出する段階では、雇用契約の締結は必要ありませんが、遅くとも当該者が卓越研究員として当該機関で研究活動を開始するまでには雇用契約を締結してください。

Q 雇用調整が完了した日と、雇用を開始する日が異なっても問題はないか。

A 雇用調整が完了した日と雇用を開始する日は異なっても、問題はありません。しかしながら、公募要領 P5 の「e. 雇用開始時期」に記載のとおり、平成 28 年度の補助金による支援の対象となるのは、平成 28 年 9 月末までに雇用調整が完了した場合に限りますので、ご留意願います。

Q 公募要領 P8 の「(2) 卓越研究員としての決定」の後段に「平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月末までに雇用調整が完了した候補者」や「雇用調整の結果、平成 29 年度から雇用開始となった候補者」について、「平成 29 年度以降の補助対象となる可能性」があるとのことだが、どのような基準で「補助対象」を決めるのか。それとも該当者全員が補助対象となるのか。

A お尋ねの点について、該当者全員が補助対象となる可能性はありますが、補助対象者数や補助金の額については、平成 29 年度以降の本事業に係る予算の状況次第となります。

Q 公募要領 P8 の「(2) 卓越研究員としての決定」の後段に「平成 28 年度中に調整が付かなかった候補者」について、「平成 29 年度採択分として一覧化公開されるポストに限り、再度、雇用調整を行う意思を文部科学省に示した上で、審査（ピアレビュー）を経ずに、当該ポストを提示した研究機関と雇用調整を行うことを可能とします」とあるが、この雇用調整は、当該ポストが公開されたら、すぐに行えるのか。それとも、平成 29 年度の公募で選考された卓越研究員候補者と同時期に行わなければならないのか。

A お尋ねの点については、現時点では、平成 29 年度の公募で選考された卓越研究員候補者と同時期に行う方向で考えていますが、正式な手続については、平成 29 年度の公募要領の中で明らかにします。

< 4. 経費関係 >

Q 支援を受けた研究費は、申請書に記載した研究以外には使用できないのか。

A 研究費の補助は、申請時に記載された今後 10 年程度の研究計画に基づく研究自体を支援するというよりも、当該研究計画等から卓越研究員の能力を確認し、当該卓越研究員

が安定かつ自立して研究を行うためのスタートアップ支援を行うことを目的としています。このため、申請書に記載された研究を遂行し、さらに発展させる趣旨に合致するものであれば、補助金により支援を受けた研究費を使用することは可能です。

Q 補助事業の実施に当たって、留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」、「科学技術人材育成費補助金取扱要領」及び卓越研究員事業の公募要領に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど、不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含め、厳格に対処することとなりますので、十分ご留意願います。

Q 経費の使用に関して、注意する点はあるか。

A 補助事業者が事業を遂行する場合、本補助金は国民の税金が原資であることに鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。

Q 補助金の管理に関して、ルールはあるか。

A 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分する研究資金の管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が定められていますので、ご参照願います。

（参考）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm

Q 補助事業で使用した経費は、全て補助金の充当対象となるか。

A 補助事業に使用された自己経費（本補助金以外の補助金や委託費等の経費を除く）については、補助対象経費として補助金を充当する対象となります。ただし、卓越研究員本人の人件費は補助対象経費とはなりません。また、本補助金以外の補助金や委託費等については、「補助対象外経費」となり、本補助金を充当する対象にはなりません。

なお、科学技術人材育成費補助金交付要綱、科学技術人材育成費補助金取扱要領、各事業の公募要領には、補助金充当の対象と認められない経費についての記載がありますので、十分にご注意願います。

Q 補助金の費目間の流用は可能か。

A 補助事業の目的を変えない軽微な変更で、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合であり、また、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を、補助対象経費の総額の30%または300万円のいずれか高い額以内で増減する場合は、流用可能です。それを超える場合には、事前に文部科学大臣の承認を受ける必

要があります。詳細は、科学技術人材育成費補助金交付要綱等をご参照願います。

Q いつから補助金を充当できるようになるのか。

A 文部科学省からの交付決定により補助金を充当することが可能になります。詳細は交付決定の内容に従っていただくことになります。ただし、財政事情等により、ご提案頂いた内容どおりに交付決定がなされない場合がありますことをご承知お願います。

Q 補助金を他の用途に使用できるのか。

A 本補助金は当該補助事業を行うための経費であり、他の用途への使用はできません。具体的には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第11条において、他の用途への使用を禁じており、同法に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消し（同法第17条）、交付決定の取り消しに伴う補助金の返還及び加算金の納付（同法第18条及び第19条）等となりますので、適正な使用をお願いします。

Q 科学技術人材育成費補助金以外の経費と合算して使用できるのか。

A エフォート等に応じて切り分けて支出することが認められている他の経費と按分して支出すること（例えば、旅費について、補助事業の用務と他の経費による用務とを合わせて1回の出張をする場合に、本補助金と他の経費で按分して支出する場合など）は可能ですが、本補助事業の経理については、他の経理と明確に区分することとしています。

また、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図っていただく必要があります。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意願います。

なお、委託費や補助金等の特定の目的を持った国からの資金による事業（科学技術人材育成費補助金による別の事業を含む）等、使途の特定された経費との合算使用はできません。

Q 卓越研究員が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、卓越研究員の研究費を充当することは可能か。

A 卓越研究員が使用する共通設備の購入費に対して、卓越研究員の研究費を充当することは可能です。しかしながら、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図っていただく必要があります。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意願います。

Q 卓越研究員の研究費と研究環境整備費との流用は可能か。

A 卓越研究員の研究費から研究環境整備費への流用はできません。一方、研究環境整備費から研究費への流用は禁止しませんが、卓越研究員の研究費の上限など、本事業の公募要領等で設定された範囲内で実施願います。

Q 複数の卓越研究員を受け入れる研究機関において、卓越研究員間での研究費の流用は可能か。

A 流用はできません。

Q 卓越研究員が他の研究機関に転出または辞職した場合も補助対象となるか。

A 卓越研究員が当初の雇用機関から異動した場合、その翌年度より当初の雇用機関及び異動先の機関、いずれに対しても補助金を交付しません。辞職した場合も同様です。

Q 卓越研究員候補者との雇用調整が平成 28 年 9 月末までに完了し、平成 28 年度中に着任予定であって、当該候補者の研究室や研究開始の準備のため、補助金（研究費及び研究環境整備費）の交付を受け、設備備品の購入等に使用したが、当該候補者が別の機関に着任することとなり、自機関での雇用が実現しなかった。この場合、交付された補助金（研究費及び研究環境整備費）について、使用した金額も含めて返納する必要があるのか。

A お尋ねの場合、卓越研究員候補者が「卓越研究員」として当該機関で雇用されることを前提として、当該候補者の研究室や研究開始の準備のための補助金（研究費及び研究環境整備費）を交付しておりますので、結果として、当該機関で雇用されなかった場合、本補助金の交付の対象とはなりません。そのため、交付された補助金（研究費及び研究環境整備費）については、使用の有無に関わらず、原則、その全額を返納していただくこととなります。ただし、具体的な対応・手続き等については、個別・具体的な事情を勘案した上で判断します。そのため、当該ケースが発生した段階で速やかにご相談願います。

Q 卓越研究員候補者との雇用調整が平成 28 年 9 月末までに完了し、当初の予定どおり平成 28 年度中に卓越研究員として雇用開始し、補助金（研究費及び研究環境整備費）の交付を受け、設備備品の購入等に使用したが、その後、当該年度中に当該卓越研究員が別の機関に異動することとなった。この場合、交付された補助金（研究費及び研究環境整備費）について、使用した金額も含めて返納する必要があるのか。

A お尋ねの場合、交付された補助金のうち、使用した補助金（研究費及び研究環境整備費）については、返納していただく必要はありませんが、使用していない補助金については返納していただく必要があります。

なお、当該卓越研究員が平成 28 年度中に別の機関に着任した場合、翌年度以降、当該卓越研究員に係る補助金（研究費及び研究環境整備費）を当初雇用していた機関へ交付することはしません。

Q 卓越研究員の研究費について、用途の制限はあるか。

A 研究目的等に制限はありませんが、計上する費目は、公募要領 P25 の（別表-1）に記載の範囲に限られます。なお、科学技術人材育成費補助金取扱要領では、不動産の取得

等経費など、補助事業の経費に計上することができない経費を規定しているため、これらについても、ご確認願います。

Q 研究環境整備費は、どのような目的・用途であれば使用できるのか。

A 研究環境整備費は、卓越研究員を中心とした若手研究者が安定かつ自立して研究を遂行する体制を構築するための経費です。

研究環境整備費については、公募要領 P7 に例示した、リサーチ・アシスタントの雇用やメンターへの諸謝金、共同利用の研究機器等の購入・修理、卓越研究員の評価を行うための会議開催などに要する経費等、卓越研究員を含む複数の若手研究者の研究を支援するための経費を想定しています。

また、計上する費目は、公募要領 P26 の（別表-2）に記載した範囲に限ります。なお、科学技術人材育成費補助金取扱要領では、不動産の取得等経費、建物等の建設・改修（補助事業において購入した設備備品の導入等により必要となる軽微な据付等を除く）など、補助事業の経費に計上することができない経費を規定しているため、これらについても、ご確認願います。

Q 研究環境整備費は、間接経費として使用してよいのか。

A 研究環境整備費は、間接経費ではなく直接経費となりますので、本事業に直接関係するものにしか使用できません。具体的には、公募要領 P26 の（別表-2）に記載した経費に該当するものに使用することが可能です。

Q 卓越研究員候補者との雇用調整が平成 28 年 9 月末までに完了したが、調整の結果、雇用開始が平成 29 年 4 月 1 日となった場合、平成 28 年度中に補助金の支援を受けることは可能か。

A お尋ねの場合、平成 28 年度中に卓越研究員の研究室や研究開始の準備のため、研究費及び研究環境整備費に係る補助金の交付を受けることは可能です。なお、当該交付を受けた場合、平成 28 年度が当該卓越研究員に対する補助金による支援の初年度となり、平成 29 年度は支援 2 年度目の研究費及び研究環境整備費について補助を受けることとなりますので、ご留意願います。

Q 公募要領 P7 の「(5) 補助対象となる経費（研究費及び研究環境整備費）」に「平成 28 年度から支援を開始する卓越研究員に係る一研究機関への補助金総額の上限は 1 億円とします」とあるが、これは一つの研究機関に対する平成 28 年度中に支援を開始する卓越研究員に係る補助金総額の上限であり、平成 29 年度以降に支援を開始する卓越研究員に係る補助金は含まれないと考えて良いか。また、その場合、平成 29 年度以降に支援を開始する卓越研究員に係る補助金総額は、同様に一研究機関あたり 1 億円が上限となるのか。

A 今回の公募要領において上限を設定している補助金総額は、あくまで平成 28 年度に受け入れた卓越研究員に係る平成 28 年度の補助金総額の上限です。平成 29 年度以降につ

いては、当該年度の本事業に係る予算の状況を踏まえ、その都度、上限を設定する予定です。

Q 公募要領 P7 の「(5) 補助対象となる経費（研究費及び研究環境整備費）」において、卓越研究員が当初の研究機関から異動した場合には、その翌年度より補助金の支援を行わないとあるが、「平成 29 年度以降に新たに一覧化公開されるポストへ卓越研究員が異動した場合」には、「支援を引き続いて行います」とある。この「新たに一覧化公開されるポストへ卓越研究員が異動した場合」、当該卓越研究員は新たな異動先で、補助金による研究費の支援を 1 年度目としてもらえるのか。それとも、2 年度目となるのか。

A 卓越研究員として決定し、支援を開始した年度を起算として研究費支援は最長 2 年間実施しますので、新たな異動先では 2 年度目の支援となります。また、この考え方は研究環境整備費についても同様であり、平成 28 年度に支援を開始した場合、異動の有無に関わらず、最長で平成 32 年度までの 5 年間の支援となります。

Q 卓越研究員が、民間企業において研究チームに所属して研究を実施する場合、どこまで補助金（研究費）を使用することができるのか。

A 研究チームにおける卓越研究員の関与の度合い等に応じて、個別に判断することになります。例えば、卓越研究員が、研究チームのリーダー、研究代表者などの立場で、当該研究チームにおいて自立して研究に従事できる場合には、当該研究チームの研究を補助する研究補助者の人件費など、当該研究チームの研究活動に補助金（研究費）を使用することができます。

他方、卓越研究員が研究チームの構成員の一人にすぎず、当該研究チームの中で自立して研究に従事することができない場合などには、当該研究チームの研究活動に補助金（研究費）を使用することはできません。

Q 民間企業が補助金の支援を受け、その資金を基に特許が発生した場合には、その権利の帰属はどうなるのか。

A 本事業においては、知的財産権の取扱いについて特段の規則は定めていませんので、職務発明が行われた場合、特許法に定める職務発明の規定に基づいて権利の帰属先が決まります。

Q 卓越研究員の研究費の補助は不要であるが、研究環境整備費の支援のみを受けることは可能か。

A 研究費の補助を受けず、研究環境整備費のみ補助金の交付を受けることは可能です。
なお、その場合も、科学技術人材育成費補助金の交付要綱、取扱要領等に基づき、適切に補助金を執行していただくことには変わりありませんので、ご留意願います。

Q 卓越研究員が所属機関以外の研究機関において、両機関による共同研究を専ら行う場合、所属機関以外の当該研究機関に本補助金で購入した設備備品を持って行くことは可能か。

A 卓越研究員の所属機関（補助事業を実施する機関、以下「A 機関」という。）の管理の下、補助金交付の目的に従って、本補助金で取得した設備備品[※]を当該卓越研究員が他の研究機関（以下「B 機関」という。）に持って行き、両機関による共同研究を行うことは可能です。ただし、B 機関の研究設備の整備に本補助金を充当することはできず、また、B 機関に所有権が帰属する形での設備備品の取得もできません。

本補助金で取得した設備備品の所有権は、A 機関に帰属することとなり、当該設備備品の管理は、A 機関の規程等に基づき管理することとなります。A 機関は、補助事業実施期間中だけでなく、補助事業の終了後においても、A 機関の規程等に基づき、善良な管理者の注意をもって当該設備備品を管理するとともに、補助金交付の目的に従って、当該設備備品を効率的に使用する義務があります。

なお、本補助金で取得した、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の設備備品については、一定期間財産の処分（設備備品を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供すること）が制限されており、処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受ける必要があります。

補助金の交付後、補助金額の確定の際に、上記のような設備備品の管理が困難になるような運用がなされていないか確認させていただく予定ですので、そのことも踏まえて、設備備品を適切に管理してください。

※本補助金における設備備品の定義は、「設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費」です。

Q 卓越研究員が海外の研究機関において研究を行うこととなった場合、どの範囲の経費に対し、補助金を充当することができるのか。

A 海外の研究機関においても、本事業で求めている要件を満たすことができれば、当該機関に赴任して研究を行うことは可能です。ただし、補助金の経理については、国内の所属機関（補助事業を実施する機関）において適切に行うことが必要です。また、研究設備の購入等、海外の研究機関において資産を形成するような補助金による支出はできません。判断に迷うときは個別に相談してください。

< 5. 決定後の実施内容関係 >

Q 卓越研究員は、申請書に記載した内容の研究を必ず行わなければならないのか。

A 卓越研究員と所属研究機関が話し合い、申請書に記載した研究を実施することが望ましいですが、話し合いの結果あるいは研究の進展等に応じ、研究内容を修正することを妨げません。

Q 卓越研究員の研究活動に関するエフォートが 50%以上確保されていることが求められているが、この 50%以上の確保には、卓越研究員が獲得した他の外部資金による研究活動も含まれると考えてよいか。

A 卓越研究員の「研究活動に関するエフォートが 50%以上」とは、本補助金による研究

活動の他、当該卓越研究員が獲得した科学研究費補助金等の外部資金による研究活動も含まれます。

Q 大学において、講義の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等に卓越研究員を従事させることは可能か。

A いずれも可能ですが、本事業においては、研究活動に関するエフォートが50%以上確保されている必要があります。学生への研究・論文の指導が研究活動の一環である場合には研究エフォートの範囲に含まれ得ます。一方、講義の担当など、学務や教務関連の業務等は研究活動に含まれ得ませんので、研究活動以外のエフォートの範囲内で従事する必要があります。

Q 公募要領 P5 の「c. 研究環境」において、卓越研究員のポストの要件として、研究活動に関するエフォートが50%以上であることが求められているが、卓越研究員の研究費に係る本事業による補助金が交付されなくなる3年度目以降も求められるのか。

A 卓越研究員を受け入れるポストの研究環境に関する要件として、研究活動に関するエフォートを50%以上としているので、研究費に係る支援が終了しても、研究環境整備費に係る支援が継続している補助事業期間中（支援開始から5年間）は遵守していただく必要があります。

Q 卓越研究員の研究活動に関するエフォートが50%以上確保されていなかった場合、研究費に係る補助金は減額されるのか。

A お尋ねの場合、研究活動に関するエフォートを50%以上確保するための改善策の提出を求め、その後、改善がなされない状況であれば、減額となる場合があります。

Q 卓越研究員が育児休業等により研究中断を生じる場合、どのようにしたらよいか。

A お尋ねのような場合、個別に相談願います。

Q 卓越研究員が研究活動等を通じて知り得た秘密保持の関係については、本事業としての統一的な指針はなく、卓越研究員と各研究機関との間の契約で取り決めればよいのか。

A 雇用契約は、あくまで卓越研究員と各研究機関との間で締結されるものであるため、両者の間で秘密保持の契約等を結んでください。

Q 卓越研究員として希望するポストの研究機関に雇用されたが、研究遂行上のトラブルが発生した場合などに、研究遂行に係る質が保たれていないとして、他の研究機関に異動することは可能か。その際、補助金による支援は引き続き受けることはできるのか。

A 各研究機関から提示されたポストの一覧化公開を行う際、文部科学省において、各ポストの安定性等に係る質について一定の確認はします。しかしながら、当該確認は、実際に各研究機関において、どの程度研究を進展させることができるかを保証するものではなく、また、テニユア審査等の適否について判断するものでもありませんので、各研

究機関の内規等により、適切に対応されるべきものと考えています。

なお、無用なトラブルを避けるためにも、卓越研究員と各研究機関との間で、契約内容等については、よく話し合った上で決定するようにしてください。

Q 「卓越研究員」として決定されたことによる効力は、いつまで続くのか。また、いつまで「卓越研究員」と名乗ってよいのか。

A 「卓越研究員」として決定されたことによる効力としては、一義的には、雇用された研究機関を通じて、一定の期間、国から研究費等の支援を受けることができるという点があり、これは最大5年間（研究費は2年間）です。また、「平成28年度卓越研究員」といった形で、決定された年度を冠して「卓越研究員」と名乗ること自体は、ある年度に卓越研究員に決定された事実を示すものとして、年限を定めるものではありません。ただし、テニユア研究者として相応しいか否かの判断は、卓越研究員を雇用する各研究機関が行うものであり、また、当該卓越研究員の中長期的な「研究者」としての評価は、研究者コミュニティにおいてなされていくものと考えています。

Q 雇用慣行にあわせ、4月1日雇用開始ができるようなスケジュールが望ましいが、本事業の平成29年度以降の公募スケジュールはどうなるのか。

A 本事業に係る補助金については、年度ごとの予算の状況による制約がありますが、ご要望を踏まえ、可能な範囲での検討を進めていきたいと考えています。なお、前述のとおり、平成28年度の本事業においては、平成28年9月末までに卓越研究員候補者との雇用調整が完了したが、調整の結果、平成29年4月1日雇用開始となった卓越研究員についても、研究室や研究開始の準備のため、平成28年度から本事業による補助金により支援を受けることは可能です。

<6. その他（申請様式等）>【追加・修正あり（H28.4.8、H28.4.15）】

Q 申請書の提出後に、不備を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか、提出前に十分確認願います。

Q 卓越研究員事業への申請に当たり、事前相談を行うことは可能か。【修正（H28.4.8）】

A 申請書の記入方法や補助金の執行については、下記の連絡先にて、随時、相談や質問を受け付けます。

ただし、申請内容や審査の内容に関することについては、お答えできませんので、ご了承ください。

<事業内容全般に関する相談・質問>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室
基礎人材推進係

電話：03-6734-4021

E-mail : takuetsu@mext. go. jp

<書類作成・提出に関する相談・質問>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
卓越研究員係

電話 : 03-3263-3769

E-mail : [takuken@jsps. go. jp](mailto:takuken@jsps.go.jp)

Q 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

Q 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A 様式1及び2については、文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。なお、様式3～8については、別途ご連絡いたします。

Q 研究機関が提出する申請書の様式1及び様式2について、記載分量に制限はないか。また、様式1を補足する資料として、ワード以外の様式で資料を追加で提出することも可能か。

A 様式1については、特に枚数等の制限はありません。イタリック体で示している内容について、具体的に記入願います。補足資料については、特に指定していませんが、機関として、様式1の記入内容を説明する上で必要であれば、適宜、作成・提出していただいても構いません。

一方、様式2については、④から⑦まで及び⑨は選択制になっていますので、該当項目を選択してください。その他については、フォーマットの下に記載している注意書きに従い、必要な内容を簡潔に記入願います。なお、エクセルファイルに保護をかけているため、行の高さの変更ができないようになっていますが、ポストの一覧化公開に際しては、文部科学省にて全てが現れるように調整します。

Q ポストの一覧化公開がなされるのは、申請書の様式2のみで、様式1は公開されないという理解でよいか。

A 様式1については、公開しません。なお、様式2については、要件を満たすポストに係るものを一覧化公開します。

Q 一つの研究機関から提出するポスト数に上限はあるのか。

A 上限はありません。

Q 複数のポストを提示する際、補助金支援の希望の有無や実施体制がポストごとに異なる場合、申請書の様式1や様式2は、ポストごとに別々に記載し、提出すればよいのか。

A 複数のポストを提示する際、補助金支援の希望の有無や実施体制がポストごとに異なる場合には、様式1及び様式2について、ポストごとに別々に記入し提出してください。

Q 申請書の様式3について、現在、研究機関等に所属していない場合、「現所属機関」の部分は空白でよいか。【追加 (H28. 4. 8)】

A 空白で構いません。

Q 申請書の様式4に記載する「①今後10年程度をかけて取り組みたい研究テーマ」(研究目的・内容等)について、研究構想等をより明確にするため、図や表を添付してもよいか。【追加 (H28. 4. 8)】

A お尋ねのような場合、図や表を添付しても構いませんが、申請者(研究者)が提出する様式3・4及び6をあわせて3MB以上のファイルを添付できないなどの制限があります。申請に際しての具体的な留意事項については、「卓越研究員事業への申請に当たっての留意事項(研究者向け)」を確認願います。

Q 申請書の様式5「希望研究機関登録」について、一覧化公開されたポストのうち、希望するポストは1つだけの場合も、第三希望まで記載しなければならないのか。【追加 (H28. 4. 8)】

A 必ずしも第三希望まで記載していただく必要はありません。

なお、e-Radにおいて、「個別項目」の「希望研究機関」(第1～第3希望)に入力する際、希望するポストのない欄には「0」を入力してください。

Q 申請者(研究者)がe-Radで入力する「希望審査分野」や「希望審査分科」、「審査希望細目・細目コード」は、申請書の様式4に記載する「①今後10年程度をかけて取り組みたい研究テーマ」(研究目的・内容等)に係る研究分野や、様式5「希望研究機関登録」に記載する希望ポストに係る研究分野と整合するものでなければならないのか。また、様式5に記載する3つの希望ポストは、全て同一の研究分野に係るものにしなければならないのか。【追加 (H28. 4. 15)】

A 卓越研究員選考委員会における審査(ピアレビュー)は、申請者(研究者)がe-Radで入力した「希望審査分野」等に基づき割り振られた委員(複数名)が、当該申請者から提出された申請書類(様式3・4)に基づき、審査要領の「3. 審査の観点」について審査を行います。

一方、申請者においては、様式4に記載する研究テーマに関連して、e-Radで入力する「希望審査分野」等や、様式5に記載する希望ポストを決めるものと想定しており、一般的にはe-Radに入力する「希望審査分野」等と、様式4や様式5に記載する内容に係る研究分野は整合するものと考えています。

ただし、一覧化公開されているポストによっては、当該ポストを提示した研究機関が、

特定の研究分野の研究者のみならず、多様な研究分野の研究者を公募する場合も想定されるため、様式5に記載する希望ポストに係る研究分野が e-Rad で入力する「希望審査分野」等や様式4に記載する研究テーマと整合しないこともあり得ると考えています。なお、このような事情もあることから、様式5に記載する3つの希望ポストに係る研究分野は異なっても構いません。

Q 申請書の様式6「評価書」についても、様式3及び4とともに、申請者（研究者）が e-Rad を通じて提出する必要があるのか。その場合、申請者が評価書の内容を確認し、あるいは、自らの審査が有利になるような内容（推薦状のようなもの）に書き換えることが可能になるのではないかと。【追加（H28.4.8）】

A 様式6の「評価書」についても、申請者が e-Rad を通じて提出する必要があります。審査要領の「2. 審査方法」に記載のとおり、審査（ピアレビュー）は、申請者から提出された申請書類（様式3・4）に基づき、書面審査を行った上で、候補者全員を対象として面接審査を行い、最終的には、申請者から提出された申請書類全般（評価書を含む）を踏まえて、候補者の選考を行います。

また、審査の過程で評価書の記載内容に疑義が生じたような場合には、評価書の作成者（記入者）に内容を確認できるよう、当該様式には作成者（記入者）の連絡先の記載を求めています。

なお、平成29年度以降の公募に当たっては、ご要望を踏まえ、改善の必要性を考慮しつつ、可能な範囲での検討を進めていきたいと考えています。

Q 申請書の様式6「評価書」について、英語で記載しても良いか。【追加（H28.4.8）】

A 英語で記載しても構いません。

Q 申請書の様式6「評価書」について、「卓越研究員事業への申請に当たっての留意事項（研究者向け）」において、「評価書作成者は、出身研究室や現所属研究室等に所属する研究者や、他の機関に所属する研究者より2名、それぞれの所属が同一とならないようにしてください」とあるが、評価書を作成する2名は、それぞれ別の機関に所属している者でなければならないのか、あるいは、別の研究室に所属していればよいのか。【追加（H28.4.8）】

A 研究機関の属性等によって組織の体制が異なるため、一概に所属している組織の単位を定めていません。例えば、同一の「機関」に所属している研究者2名であっても、それぞれ別の「研究室」に所属している研究者であれば問題ありません。

Q 現在、外国の研究機関に所属していて、当該機関では e-Rad の利用申請等の手続きができないが、どうすればよいか。【追加（H28.4.8）】

A e-Rad の利用登録については、機関を経由せずに個人として行うことが可能ですので、下記 URL を参照の上、e-Rad の利用申請の手続きをお願いします。

URL: <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>

Q 本事業への申請や審査（面接審査）において、日本語又は英語以外の言語を使用するの申請書類の作成、あるいは、プレゼンテーションを行うことは可能か。【追加(H28.4.8)】

A 本事業への申請や審査（面接審査）について、日本語又は英語以外の言語を使用するの申請書類の作成、あるいは、プレゼンテーションを行うことはできません。